

「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議設置運営要領

平成25年 3月12日決裁

令和 2年 4月 1日一部改正

令和 7年 7月 8日一部改正

(設置目的及び名称)

第1条 消費者、生産者、流通団体、行政等が相互に交流・連携し、地産地消運動等の推進に関する情報交換、連絡調整を行うとともに、県内各地域で地産地消運動等を幅広く展開するため、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議（以下、「推進会議」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討し、地産地消運動等の円滑な推進を図るものとする。

- (1) 地産地消運動の推進に関すること
- (2) 農商工連携の促進に関すること
- (3) 県産農産物及び農産加工品等の情報発信に関すること
- (4) 事業推進に係る関係機関、団体との連携に関すること
- (5) その他事業の実施に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は別表に掲げる組織をもって構成する。

- 2 推進会議に会長1名、副会長1名を置く。
- 3 会長は農林部長をもって充てる。
- 4 副会長は、農業ビジネス支援課長をもって充てる。
- 5 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議の開催及び議事進行については、会長が行うものとする。

- 2 会長は会議を遂行するため必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者を出席させることができるものとする。

(部会)

第5条 会長は、必要に応じ、推進会議の下に幹事会及び部会を置くことができる。

2 幹事会及び部会については別に定める。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項については、会長がこれを定める。

附則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会設置運営要領（平成14年7月11日決裁）は廃止する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年7月8日から施行する。

別表

「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議 構成組織

区 分	所属・団体名
消費者団体	埼玉県消費者団体連絡会の3団体
食物関係団体	(公社)埼玉県栄養士会 (一社)埼玉県調理師会 埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会
生産者団体	埼玉県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会埼玉県本部 埼玉県森林組合連合会
流通・加工等関係団体	埼玉県食品工業協会 (一社)埼玉県青果市場連合会 (公財)埼玉県学校給食会
商工等指導団体	(一社)埼玉県商工会議所連合会 埼玉県商工会連合会 (一社)埼玉県食品衛生協会
行政	埼玉県農林部長 農業ビジネス支援課長